

水道のはなし

水道料金はどうやって
決められているのかな？



Vol.3 ～料金編～

料金の設定方法

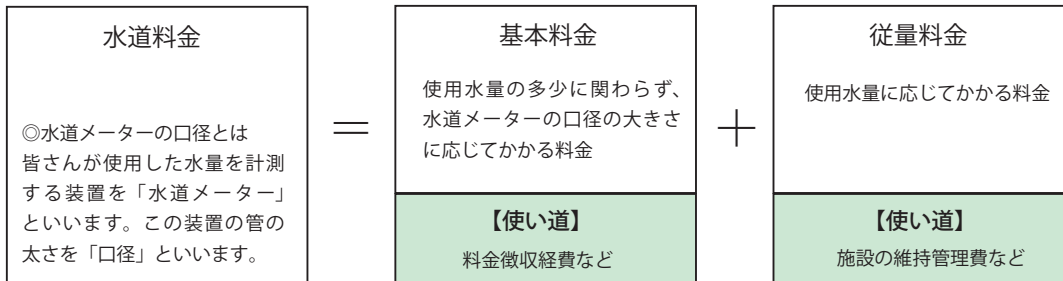
現在の水道料金は、平成 20 年度に旧伊奈町と旧谷和原村の水道事業を認可統合し、つくばみらい市水道事業となったときから適用されています。

「水道のはなし Vol.2 ～経営編～」(広報 10 月号)でもお知らせしましたとおり、水道事業は皆さんからいただいている水道料金で賄われています。

そのため、料金の設定は、安心な水を安定的に安全に供給するための施設の維持管理にかかる費用や、使用水量の増減などの見込みを精査し、今後水を提供するためにかかる費用に対してどれくらいの財源が必要となるかを試算・検討し、それに基づいて適正な水道料金の設定を行っています。

水道料金のしくみ

水道料金は、下図のように基本料金と従量料金を組み合わせて成り立っています。



■水道料金表 (一般用・1 カ月あたり・税込)

口径	基本料金	従量料金 (m ³ あたり)					
		1～5 m ³	6～10 m ³	11～20 m ³	21～30 m ³	31～50 m ³	51 m ³ 以上
13mm	864 円	108 円	129.6 円	216 円	259.2 円	302.4 円	345.6 円
20mm	1,188 円						
25mm	2,268 円						
30mm	3,564 円						
40mm	5,940 円						

■算出方法の例…口径 13mm のメーターを設置している家で、月に 23 m³ 使用した場合 ※1 円未満切り捨て

基本料金		864 円
従量料金	1～5 m ³	108 円 × 5 m ³ = 540 円
	6～10 m ³	129.6 円 × 5 m ³ = 648 円
	11～20 m ³	216 円 × 10 m ³ = 2,160 円
	21～23 m ³	259.2 円 × 3 m ³ = 777.6 円
	合計	4,989 円

◎下水道使用料は？

ご家庭によっては、水道料金と下水道使用料を一緒にお支払いいただいている場合もあります。下水道使用料について詳しくは市のホームページまたは検針票(上下水道使用量のお知らせ)をご覧ください。

料金の Q & A

Q：料金は何を基に算出しているの？

A：公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づき、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展が図れるように適正に算出しています。

Q：料金の算定期間は？

A：「水道料金算定要領」により、概ね 3 年から 5 年を基準に算定することになっています。市では今年度料金の見直しをする予定です。前回は平成 26 年度に見直しを行い、据え置きとなりました。

Q：料金が事業体(市区町村)によって違うのはなぜ？

A：水道事業は独立採算制で経営されており、その事業体の経営状況に応じて料金が決められます。料金の違いにかかわる要素は次のとおりです。

- ・原水の水質や取水量(水質が悪いと浄化する費用がかさむ、受水費(県から買う水代)の負担)
- ・浄水場などの施設の維持管理費や企業債の利息(施設の規模や事業内容によって違う)
- ・水源から各施設までの距離(距離が長いと配管分の経費がかさむ)
- ・人口(人口が少ないと 1 人あたりの負担が増える)
- ・配水管の布設時期(古いと更新のための費用がかさむ) など

水道料金・下水道使用料については市役所谷和原庁舎 2 階に「水道料金お客様センター」を設置しています。

詳しく知りたい方は、お問い合わせください。

問 水道料金お客様センター ☎ 52 - 6100 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日・年末年始を除く)